諮問番号：諮問第３２４号

答申番号：答申第３２４号

答申書

第１　審査会の結論

福岡市博多福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２５条第２項の規定による保護変更決定処分（保護の変更時期：令和８年４月１日。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 法第１条に違とするため、また、法第２、３、８、９、１２（１、２）、１４（１）（２）、１５（６）、１７（１、２、３）、３６条（１、２、３）に違とするため。

(2) 法２５条（１、２、３）への早急な対応の提示。

(3) 法第６０条を達成する為にも必要なため。

(4) 健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第１、２、３、４、５、１３、１６の２（１、２（イ、ロ））

(5) 生活を維持というよりは確実に生命、身体の最低限度の低下に至る金額のため。

例えば、必要タンパク質量は、１日体重の３～４倍であると思う。物価高騰も含めれば、そこの金額だけ見ても現状の５倍は食費には要すると思う。

そして、肉体の健全や健康を向上し計るためのトレーニングや運動のために必要な費が明らかに不足し、生命の維持を行えない。つまり最低限度の生活保護水準基準を満たしていない。

２　審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第３　審理員意見書の要旨

１　保護費の算定について

審査請求人は、令和８年４月分の保護費支給額１１０，８１０円だけでは法の定める最低限度の生活ができない旨を主張していると解される。

これに対し、処分庁は、法令等に基づき適正に保護費の算定を行った旨を主張している。

「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年４月厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）については、法規命令と解されているところであるが（加藤智章外「社会保障法（第８版）」（有斐閣、令和５年）４０７頁）、行政不服審査の審査庁は、行政機関であって裁判所のもつ法令審査権（日本国憲法第８１条参照）を有しないことから、行政訴訟の審査における判断とは異なり、処分の根拠となった法令の違憲又は違法を理由として、当該処分を違法又は不当と判断することはできないものと解される。

なお、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和８年４月１日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人世帯に係る同月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

２　その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

第４　調査審議の経過

令和８年９月７日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第４３条第１項の規定に基づく諮問を受け、令和８年１０月２０日の審査会において、調査審議した。

第５　審査会の判断の理由

１　法令等の規定について

法第８条第１項には、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を

補う程度において行うものとする。」と規定されており、この規定に基づき、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して生活扶助をはじめとする８種類の扶助別に、最低生活費を計算する尺度となる保護の基準を定めている。

２　保護費の算定について

審査請求人世帯の状況に鑑み、令和８年４月１日時点で保護の基準を当てはめたところ、その最低生活費は１１０，８１０円であることが認められる。

そして、処分庁は、本件処分において、保護費を１１０，８１０円と算定していることから、処分庁の審査請求人世帯に係る保護費の算定については、適正に行われていることが認められる。

３　その他

そのほか、審査請求人の主張をみても、本件処分に影響を与える事情はなく、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

４　結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第１のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第１部会

委　員　大　脇　　成　昭

委　員　平　岩　　みゆき

委　員　吉　岡　　秀　樹